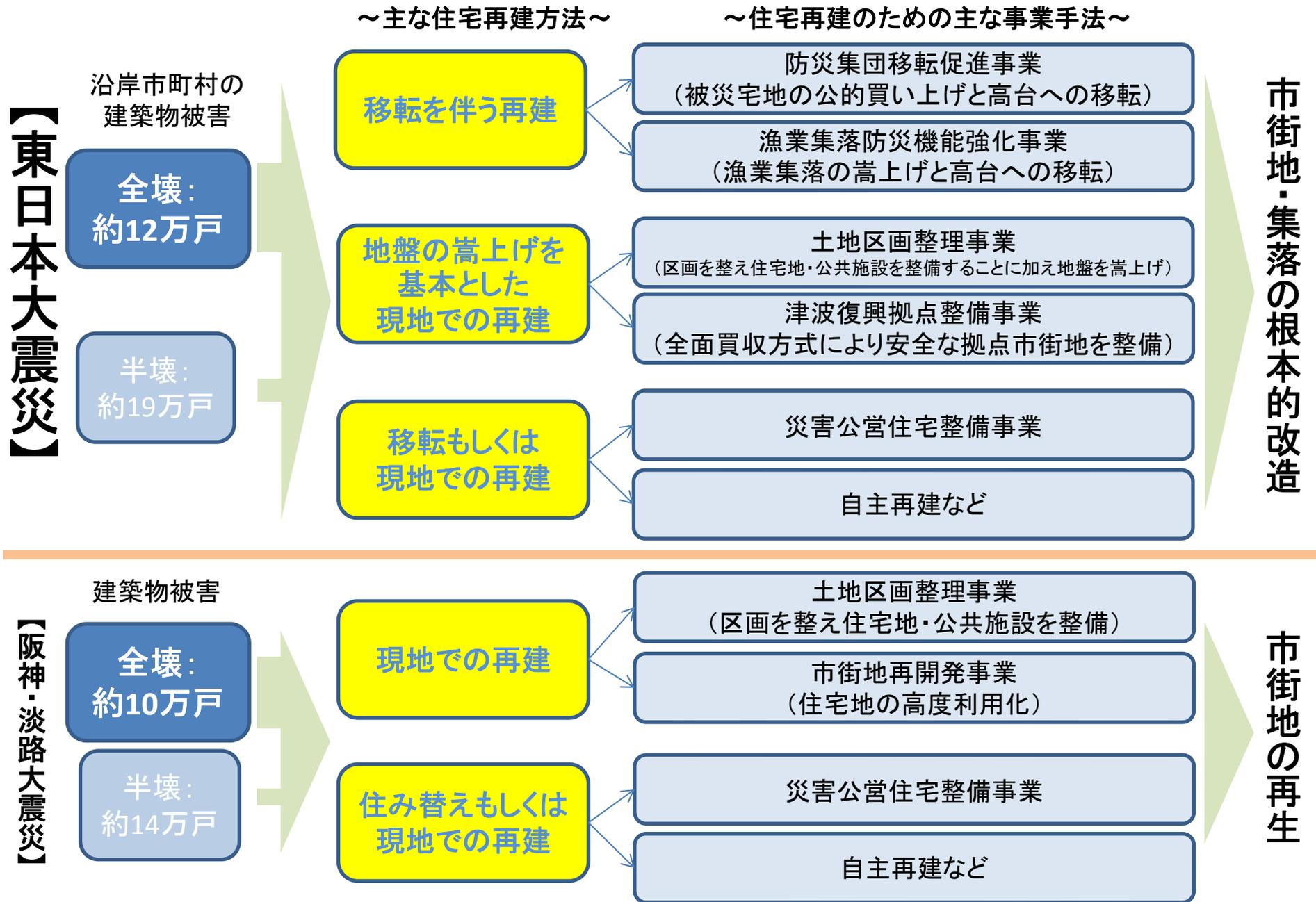


資料 1

平成 2 4 年 8 月 1 日

復 興 庁

復興まちづくりの支援について



津波被災地の市街地・居住地復興のための事業規模等②

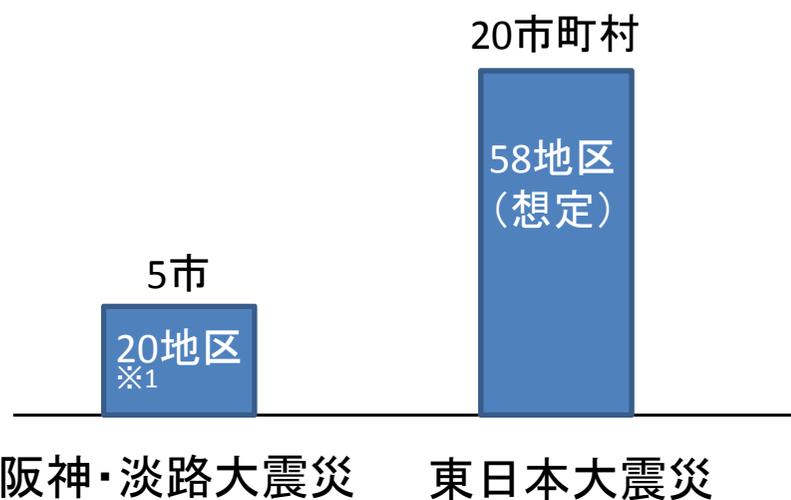
		東日本大震災	他の震災事例
土地区画整理事業		(区画を整え住宅地・公共施設を整備することに加え地盤を嵩上げ)	【阪神・淡路大震災】
地区数		58地区	20地区
面積		平均 66.8ha (19地区の平均) (2.6ha~257.1ha)	平均 12.8ha (0.5ha~59.6ha)
事業期間		—	約4年~15年 平均約8年
津波復興拠点整備事業		(全面買収方式により安全な拠点市街地を整備)	
		17地区	—
防災集団移転促進事業		(被災宅地の公的買い上げと高台への移転)	【中越地震】
地区数		245地区	3地区
戸数		約19,500戸 平均約110戸 (184地区の合計と平均の戸数)	115戸 (長岡市27戸、川口町25戸、 小千谷市63戸)
事業期間		—	約2年
漁業集落防災機能強化事業		(漁業集落の嵩上げと高台への移転等)	【北海道南西沖地震】
地区数		82地区	1地区
戸数		約960戸 平均約40戸 (25地区の合計と平均の戸数)	180戸
事業期間		—	約3年
災害公営住宅整備事業			【阪神・淡路大震災】
戸数		2万戸以上 (岩手県 約5千戸、宮城県 約1万5千戸、 福島県 未定)	約2万6千戸
事業期間		—	約6年

注) 東日本大震災の事業規模等は想定であり、関係者調整等により今後変更の可能性あり

<参考>
 建築物被害 全壊:約13万戸(うち沿岸市町村 約12万戸)、半壊:約26万戸(うち沿岸市町村 約19万戸)
 仮設住宅等への入居状況 仮設住宅:約4.9万戸、公営住宅等:約1.9万戸、みなし仮設住宅:約6.8万戸

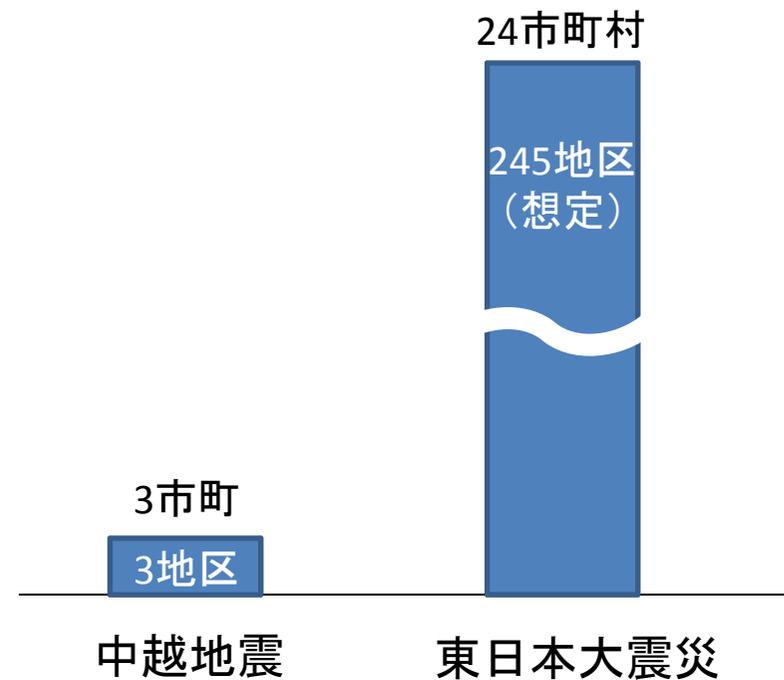
東日本大震災の特に津波により壊滅的な被害を被った沿岸市町村においては、今後、膨大な量の復興まちづくり事業が予定されている。

【例1 土地区画整理事業】



※1 神戸市は13地区(内数)

【例2 防災集団移転促進事業】



上記事業以外にも、災害公営住宅整備事業(想定2万戸以上)などが予定されている。
＜阪神・淡路大震災 約2.6万戸、中越地震 約350戸＞

注)地区数等は国交省調べ

面的整備事業の地区数(第1・2回交付金調査費計上地区)

平成24年7月2日現在

都道府県名	市町村	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業	津波復興拠点整備事業	漁業集落防災機能強化事業
		地区数	地区数	地区数	地区数
岩手県	洋野町				
	久慈市				4
	野田村	2	1		1
	普代村				2
	田野畑村				2
	岩泉町				1
	宮古市	11	4	2	9
	山田町	5	3	1	2
	大槌町	5	5	1	2
	釜石市	13	5	2	6
	大船渡市	5	1		
	陸前高田市	6	2	2	
	小計	47	21	8	29
宮城県	気仙沼市	25	3	1	
	南三陸町	20	1	2	
	石巻市	66	9		
	女川町	14	1	1	5
	東松島市	6	2		
	松島町				3
	利府町				2
	塩竈市		3		3
	七ヶ浜町	6		1	
	多賀城市				
	仙台市	1	1		
	名取市	1	1		
	岩沼市	1			
	亘理町	6			
	山元町	3	2		
	栗原市				
	大崎市				
	登米市				
	大郷町				
	涌谷町				
美里町					
小計	149	23	5	13	
福島県	新地町	5	1	1	
	相馬市	8			
	南相馬市	27			
	広野町	1			
	いわき市	3	5	1	
	檜葉町	5			
小計	49	6	2		
三県津波被災地計		245	50	15	42
(参考)想定地区数		245	58	17	82

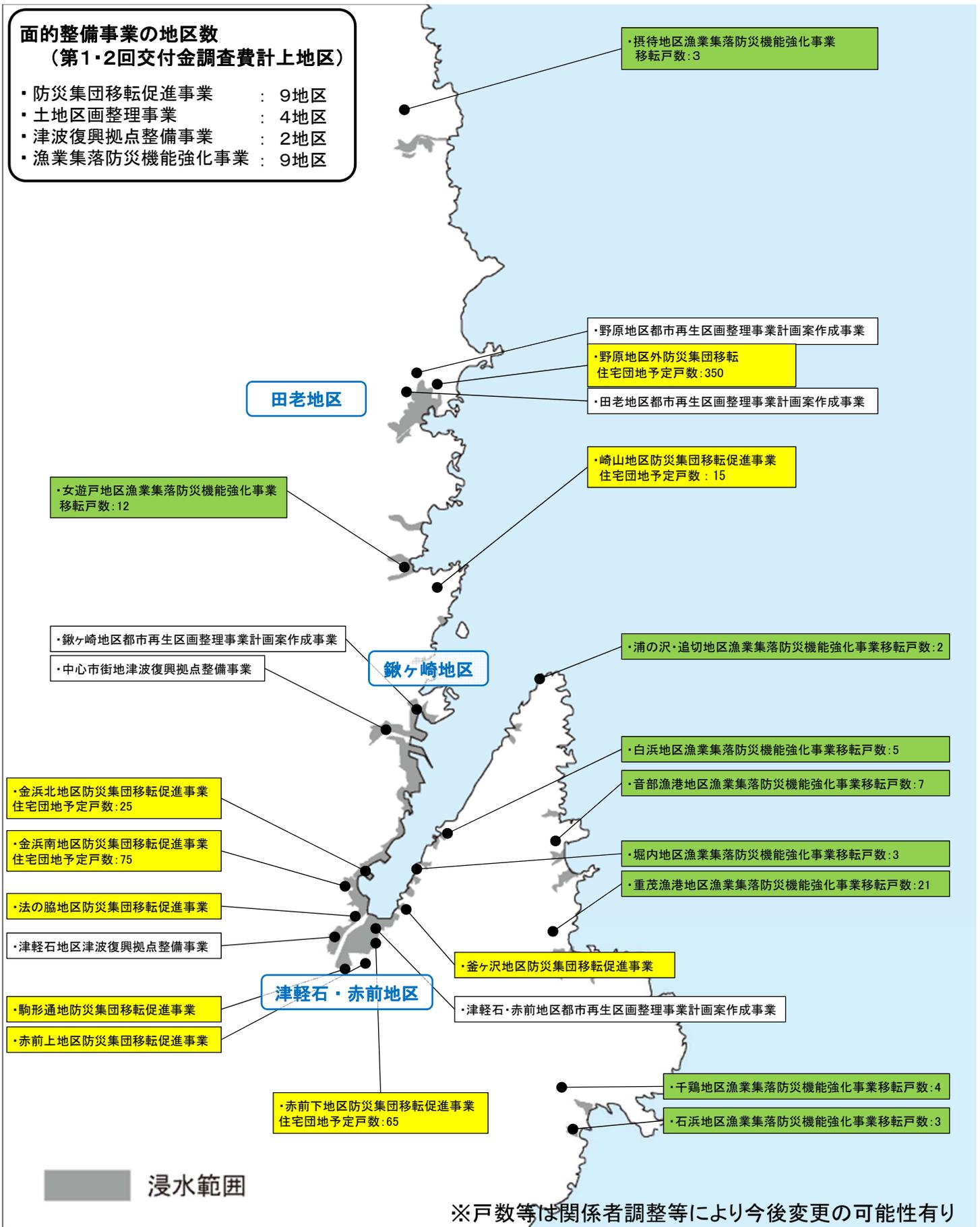
※1 想定地区数は、関係者調整等により今後変更の可能性あり

※2 地区数は国交省及び復興庁調べ

宮古市

面的整備事業の地区数 (第1・2回交付金調査費計上地区)

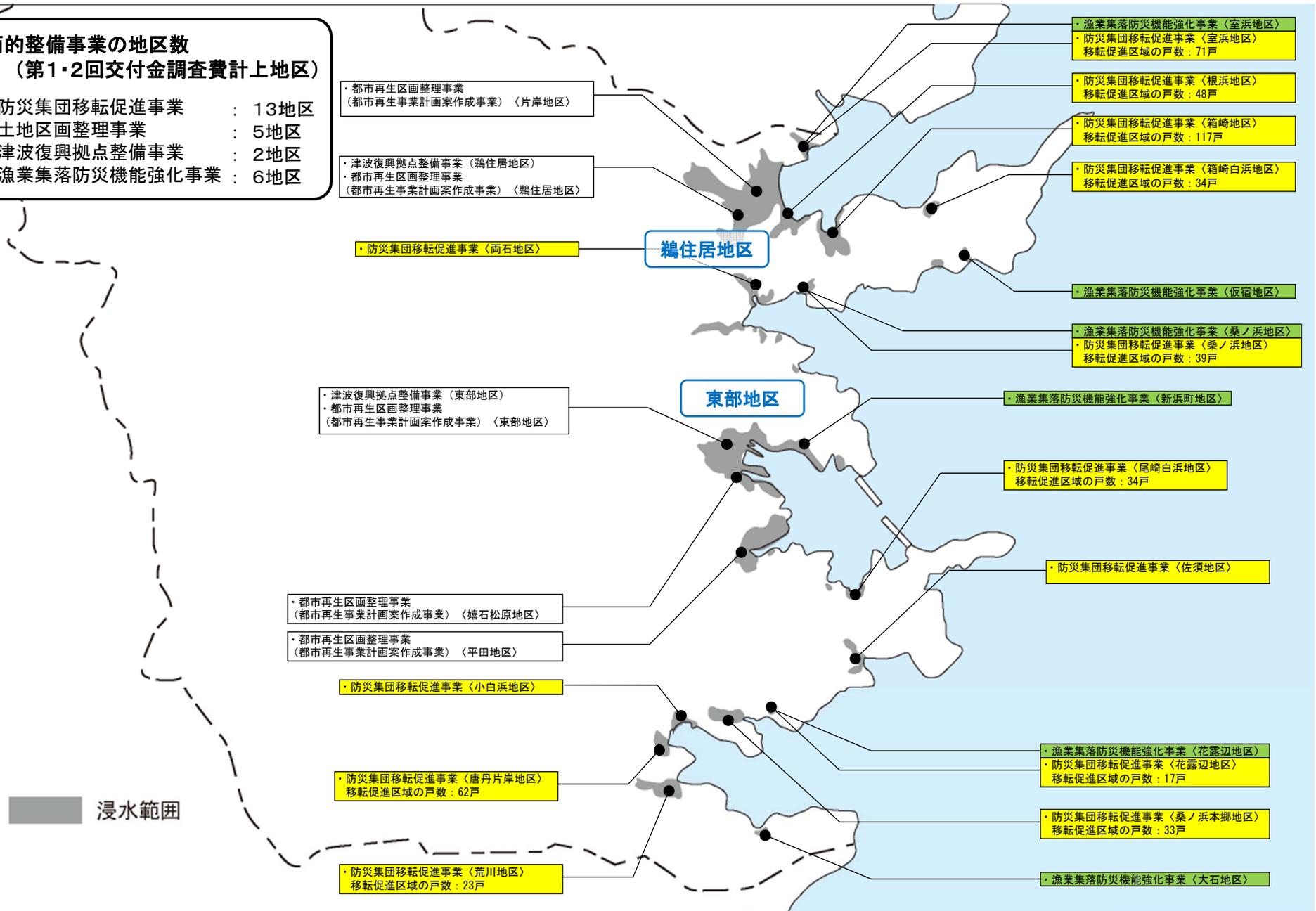
- ・防災集団移転促進事業 : 9地区
- ・土地区画整理事業 : 4地区
- ・津波復興拠点整備事業 : 2地区
- ・漁業集落防災機能強化事業 : 9地区



釜石市

面的整備事業の地区数 (第1・2回交付金調査費計上地区)

- ・ 防災集団移転促進事業 : 13地区
- ・ 土地区画整理事業 : 5地区
- ・ 津波復興拠点整備事業 : 2地区
- ・ 漁業集落防災機能強化事業 : 6地区



※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

南三陸町

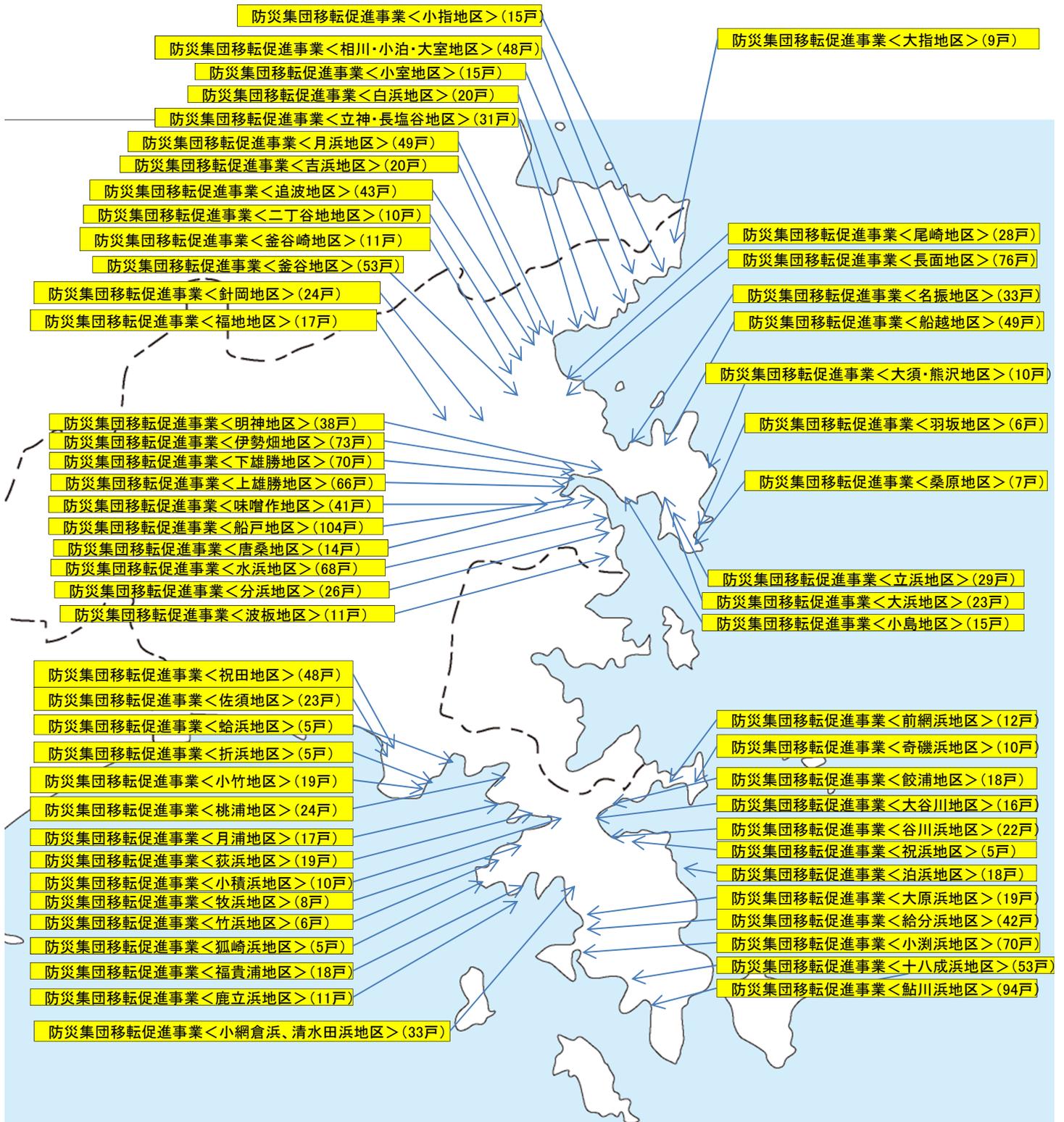
面的整備事業の地区数 (第1・2回交付金調査費計上地区)

- ・防災集団移転促進事業 : 20地区
- ・土地区画整理事業 : 1地区
- ・津波復興拠点整備事業 : 2地区



※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

石巻市(中心市街地を除く)



面的整備事業の地区数 (第1・2回交付金調査費計上地区)

- ・防災集団移転促進事業 : 66地区
- ・土地区画整理事業 : 9地区

※中心市街地を含む

※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

石巻市中心市街地



※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

津波被災地の復興事業の促進方策について

復興事業が本格化する中、大規模な市街地整備が必要で事業計画の更なる検討が必要な地区、地元調整の進展により事業手法や事業計画の変更が必要な地区など、課題を抱える地区等を対象に下記の支援策を実施し、事業のスピードアップを図る。

1. 事業推進体制の強化

① 都市再生機構の活用促進

- ・被災地の早期復興に向け、震災復興支援担当職員を100人規模で増強し、約180人の現地支援体制を確立。
- ・都市再生機構と被災自治体との間で協力協定、復興まちづくりの推進に向けた相互協力の覚書を締結し、自治体の取組を支援。

② 被災自治体のマンパワー対策

- ・復興まちづくり事業の推進に向け、各省庁、知事会、市長会、町村会の協力もえながら、引き続き全国の自治体からの職員の派遣を推進するとともに、指定都市等を中心とした被災自治体に対する組織的・継続的・安定的なマンパワーの支援、被災自治体におけるマンパワー確保といった取組を推進。

③ 復興連携チームの編成

- ・制度面、運用面等において、市町村の求めに応じ、国の多分野の専門スタッフが横断的に連携して対応することにより、事業を促進する体制を整備。

2. 復興交付金の使い勝手の向上

- ・復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するため、効果促進事業等の一定割合を一括配分。

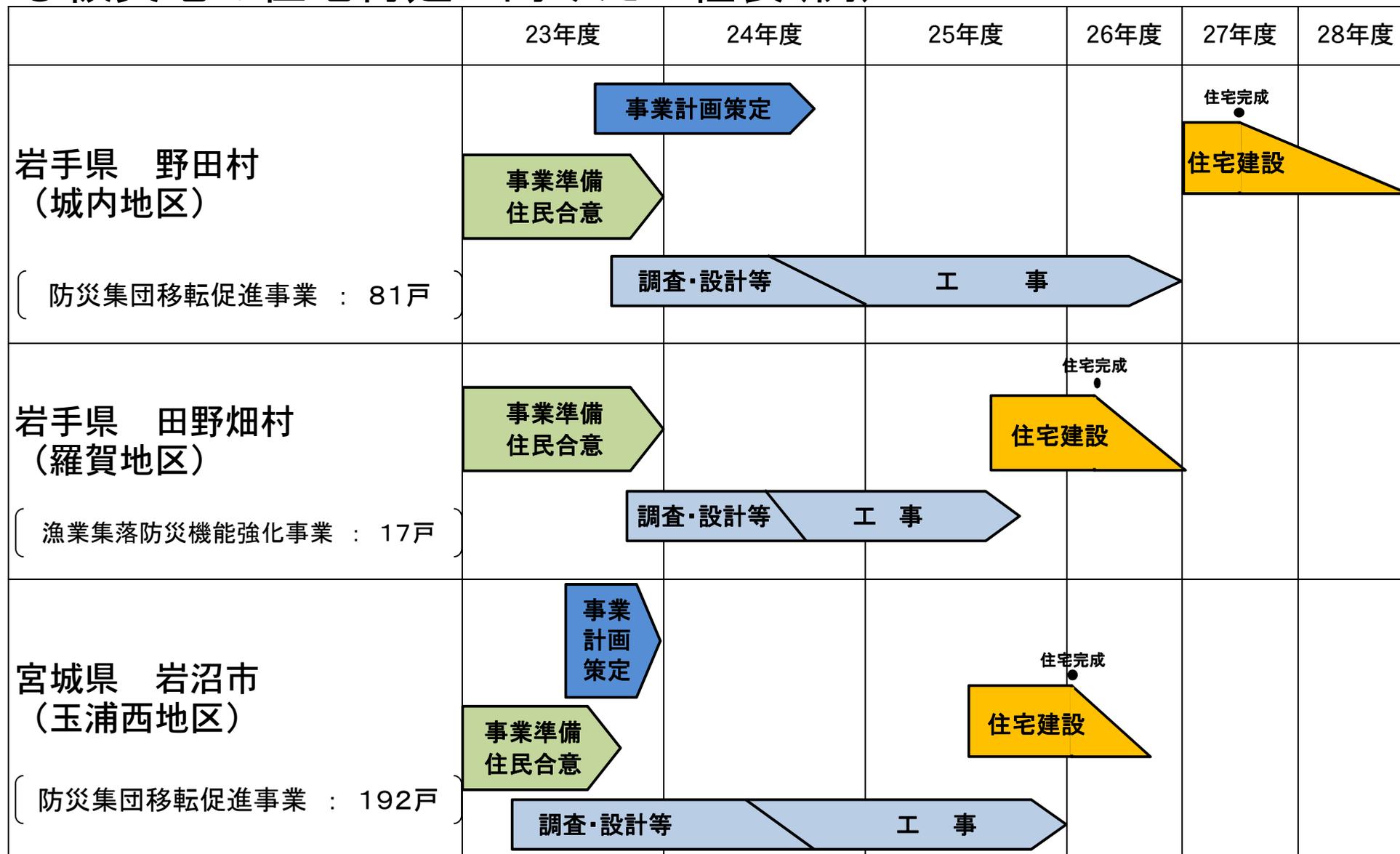
3. 地元合意形成の促進支援（合意形成ガイダンス）

- ・集団移転や市街地の面整備による復興事業の円滑な実施に向け、被災者の合意形成を図っていく上で留意すべき点をまとめたガイドラインを作成・公表。

4. 復興まちづくりを推進するための新たな発注方式の導入

- ・市町村のマンパワー・ノウハウの不足を補うため、発注事務負担の軽減を図る方策として、コンストラクション・マネジメント（CM）を活用した設計・施工一括発注方式を導入。

○被災地の住宅再建に向けた工程表(例)



※事業の実施内容やスケジュールは、今後、変更する可能性がある。